

# 2018年度 日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項

## 日本語・日本文化研修留学生

日本政府文部科学省は、所定の日本の大学において1年間、日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受ける外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1. 応募者の資格及び条件

日本政府文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、以下の資格・条件を満たす外国人留学生を募集する。

- (1) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として、募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。第1次選考は応募者が国籍を有する国の日本国大使館又は総領事館（以下、「在外公館」という。）で行う。
- (2) 年齢：原則として1988年4月2日から2000年4月1日までの間に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。
- (3) 学歴：下記①～③のすべての条件を満たす者。
  - ① 原則として、渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部在籍している者。
  - ② 日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。  
なお、日本語・日本文化に関する分野以外を主専攻とする者で、学習の一環として日本の諸事情（工学・経済・農学・建築・美術等）を学習する者は、原則として本奨学金の支給対象とはならない。
  - ③ 2018年4月1日現在において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学で日本語・日本文化学習歴があり、合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること。）
- (4) 日本語能力：日本の大学において、日本語による履修が可能な程度の日本語能力を有する者。
- (5) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。

- (6) 渡日時期：原則として、研修コースの始まる2週間前からコース開始日までのうち、受入大学の指定する期日(原則として9月又は10月)に渡日可能な者。自己の都合により所定の期日以前に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。また、やむを得ない事情がある場合を除き、受入大学の指定する期日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。
- (7) 査証取得：渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格(「永住者」、「定住者」等)を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。
- (8) 奨学金支給期間終了後、直ちに帰国・復学の上、引き続き学習を続けることが確実な者。終了後、帰国・復学しない場合は、支給開始時に遡及して奨学金の全額返納を命じることがある。
- また、日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も留学した大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。
- (9) 次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合は辞退すること。
- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
  - ② 過去に日本政府(文部科学省)奨学金留学生であった者。
  - ③ 日本政府(文部科学省)奨学金制度による他の2018年度奨学金支給開始のプログラム及び2019年度大使館推薦(学部留学生等)プログラムとの重複申請をしている者。
  - ④ 既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者、及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に現在在籍中又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、本制度の対象となる研修コースが始まる前に修了し帰国することが確実な者については、この限りではない。
  - ⑤ 渡日後に本制度による奨学金と重複して日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関を含む)から奨学金を受給することを予定している者。
  - ⑥ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
  - ⑦ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

## 2. 大学への配置及び大学における研修コース

- (1) 研修は『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』に掲載されている大学の研修コースで実施する。(文部科学省ホームページ又は在外公館で閲覧可能。)

- (2) 配置大学は文部科学省が候補者の申請書に記載された日本語能力、筆記試験結果及び専門研修希望等を勘案の上、大学と協議して決定する。なお、この決定に対する異議は認めない。
- (3) 大学での研修は日本語で行われる。
- (4) 大学における日本語・日本文化の研修は、大学ごとの研修目的により、(a) 日本事情・日本文化に関する研修を主とし、補助的に日本語能力の向上のための研修を行うものと、(b) 日本語能力の向上のための研修を主とし、補助的な日本事情・日本文化に関する研修を行うものがある。研修内容は大学により多少異なるが、日本事情・日本文化及び日本語に関する特別講義や専門実習を履修させるほか、各留学生の専攻に応じて関連する学部の授業を受けることとなる。
- (5) 受入大学において所定の課程を修了した者には修了証書が与えられる。なお、この制度は学位の取得を目的とするものではない。修了後は直ちに帰国し復学しなければならない。

### 3. 奨学金支給期間

2018年10月(又は研修コース開始月)から1年以内で、各大学の研修コース修了に必要な期間。奨学金支給期間の延長は認めない。

### 4. 奨学金等

- (1) 奨学金: 月額117,000円を支給する。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。特定の地域において修学・研究する者には、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する。なお、予算の状況等により各年度で金額は変更される場合がある。

次の場合には、奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは研修コースに在籍しなくなったとき。なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準期間内の研修コース修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。

(2) 授業料等：大学における入学検定料、入学金及び授業料等は日本政府（文部科学省）が負担する。

### (3) 旅費

①渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、又は受入大学が通常の間路で日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者について、国籍国から立ち寄り国までの旅費、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、立ち寄り国から成田国際空港又は受入大学が通常の間路で日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を文部科学省が交付する。（留学生の「居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された転居先を「居住地」として認める。）なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

②帰国旅費：文部科学省は原則として奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、成田国際空港、又は受入大学が通常の間路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。

なお、自己都合及び上記（1）①～⑦の事由により奨学金支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後、直ちに帰国・復学しない場合、帰国旅費は支給しない。

## 5. 選考

- (1) 在外公館は書類選考、筆記試験（日本語）及び面接試験により、第1次選考を行う。
- (2) 第1次選考の結果通知は、在外公館が別途指定する日時とする。
- (3) 第1次選考に合格した候補者は、在外公館から文部科学省に推薦される。
- (4) 文部科学省は在外公館から推薦された候補者について、第2次選考を行い、採用者を選定する。
- (5) 最終的な採用結果の通知は在外公館が別途指定する日時とする。

## 6. 申請書類

申請者は、下記の書類を、国籍国内の在外公館にその指定する期限までに提出する。  
提出された書類は一切返却しない。

No.	書類種別	正 本 1 部	写 し 1 部	備考
①	申請書	○	△	2018年度版様式を使用のこと。(注4)
②	配置希望大学申請書	○	△	2018年度版様式を使用のこと。(注5)
③	在籍大学の学業成績証明書	○	△	在籍年次までの全学年のもの。(注6)
④	日本語・日本文化学習期間が1年以上と証明できる書類	●	△	上記③により大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上を証明できない場合のみ提出。
⑤	在籍大学の在学証明書	○	△	
⑥	在籍大学の長又は指導教員の推薦状	○	△	様式は自由
⑦	健康診断書	○	△	2018年度版様式を使用のこと。
⑧	日本語能力資格証明書	△	●	日本語能力に関する資格を有する場合のみ提出。(注7)

(注1) 白丸○の書類は提出必須である。黒丸●の書類は該当者のみ提出すること。

(注2) 全ての書類は日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

(注3) 全ての書類の右上には、必ず①～⑧までの申請書類番号(上記表のNo.参照)を記載すること。

(注4) 申請書に貼付する写真は、最近6か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽のこと。また、写真の裏面に国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータにデジタル画像を貼り付け、申請書を印刷することは可とする。

(注5) 『日本語・日本文化研修留学生コースガイド』(文部科学省ホームページ又は在外公館で閲覧可能)から希望大学を選択し、目次ページ記載の大学番号と共に配置希望大学申請書に記入すること。

(注6) 日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように印を付けること。日本語又は日本文化に関する学習期間が通算1年に満たない者は申請できない。

(注7) インターネットから証明書を印刷する場合は、申請者の氏名及び当該資格の内容(レベル、スコア等)を含むページを印刷して提出すること。

## 7. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (4) 宿舎について
  - ① 大学の留学生宿舎  
留学生のための専用宿舎が設置されている大学に進学する者は、希望すれば、所定の条件の下に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。
  - ② 民間の宿舎等  
上記の宿舎に入居しない場合は、大学の一般学生寮や民間の宿舎に自己負担で入居することとなる。
- (5) 研修終了後、在籍する大学での単位認定の可否については、在籍大学に直接問い合わせること。
- (6) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。  
また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。  
国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。
- (7) 募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (8) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (9) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。